

平成 26 年度 第 10 回豊能町教育委員会会議（1月定例会）会議録

日 時：平成 27 年 1 月 28 日（水）午前 9 時 30 分～午前 11 時 34 分

場 所：豊能町役場（2 階）大会議室

出席者：教育委員 岸本恵子委員長、太田佳子長職務代理、古谷治委員、
川村新委員、石塚謙二教育長

事 務 局 今中教育次長、塩山教育総務課長、板倉教育支援課長、
船曳生涯学習課長、川西教育支援課子ども支援室長、
小田教育支援課主幹、入江教育総務課課長補佐

会議次第

1. 議長（委員長）あいさつ

2. 審議事項

- ・第 23 号議案 平成 26 年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について
- ・第 24 号議案 豊能町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱の改正について
- ・第 25 号議案 大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更について

3. 協議事項

- ・今後の学校配置等に関することについて

4. 報告事項

- ・平成 26 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

開会 午前 9 時 30 分

1. 議長（委員長）あいさつ

議 長：ただいまの出席委員は 5 名です。過半数に達していますので、ただいまから 1 月度の教育委員会を開会します。会議録署名人を太田委員にお願いします。

本日は、第 23 号議案「平成 26 年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について」の他 2 議案を議題とする。

2. 審議事項

議 長：第 23 号議案「平成 26 年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について」の提案理由を求める。第 23 号議案は、対象世帯の所得や生活状況など個人情報を多く取り扱うので、豊能町教育委員会会議規則第 5 条の規定により秘密会として審議したいと思う。

（委員：全員異議なし）

議 長：全員異議なしと認めるので、本議案は、秘密会とする。

議長：第23号議案「平成26年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について」の提案理由を求める。

事務局：（第23号議案について説明）

（質疑応答）

議長：質疑を終結する。採決を行う。提案の第23号議案「平成26年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について」賛成の方の挙手を求める。

議長：挙手全員である。第23号議案は可決されました。

議長：第23号議案が終了したので、秘密会を解く。

議長：次に、第24号議案 「豊能町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱の改正について」 提案理由の説明を求める。

事務局：（第24号議案について説明）

議長：ただいまの提案に対する質疑を求める。

議長：学校が今まで保護者から口頭で聞きとって、学校が認定書類を作成していたが、保護者からの申請書を様式として規定するのか。

事務局：そのとおり、新たに規定する。小学校と中学校に子どもがいる場合でも、1枚の申請書で済むようにしている。

委員：要綱第3条の中で、「学校長に申請し」と継続する場合は、「申請書を学校に提出し」とあるが、同じ意味なのか。

事務局：同じ意味であるので、文言の整理をする。

委員：申請書の様式は、教育委員会へ申請する様式になっているので、要綱と整合するのか。

事務局：別紙様式の世帯票を書くにあたり、申請書が必要となる。学校長が、申請書・同意書及び委任状、世帯票、副申書を添えて教育委員会へ提出する内容の改正です。

議長：今回の改正で認定基準が変わるところはどこか。

事議局：第2条第4項第2号の（力）の所得基準を新たに設定した。改正前は、所得の基準の規定がなかった。この規定により、保護者からみて申請することができるかどうかの判断がしやすくなると思われる。

委員：教育委員会へ直接申請できないのか。

事務局：教育委員会へは直接申請できない。学校長において申請書にもとづき、世帯票や副申書の作成が必要となることから、学校を経由しての申請になる。

委 員：申請書様式の名称もはつきり明記しておくほうがよいと思う。

教育長：第3条は、委員会での意見を踏まえ文言整理を行うことを前提に、改正内容について判断をしていただきたい。

議 長：質疑を終結する。第3条の文言の整理は行うこととし、それ以外の改正内容について採決を行う。第24号議案 「豊能町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱の改正について」賛成の方の举手を求める。

議 長：举手全員である。第24号議案は可決されました。

議 長：次に、第25号議案 「大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更について」 提案理由の説明を求める。

事務局：(第25号議案について説明)

議 長：ただいまの提案に対する質疑を求める。

委 員：大阪府豊能地区教職員人事協議会の構成市町である3市2町も共通の改正を行うのか。

事務局：3市2町全て同じ内容の改正を行う。

議 長：3市2町で検討した内容となっているのか。

事務局：はい。

議 長：質疑を終結する。第25号議案 「大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更について」 賛成の方の举手を求める。

議 長：举手全員である。第25号議案は可決されました。

3. 協議事項

議 長：次に「協議事項」の「今後の学校配置等に関すること」について、事務局の説明を求める。

事務局：(「今後の学校配置等に関すること」の資料について説明。)

議 長：今まで議論してきた内容を整理した資料だが、意見を求める。

委 員：クラブ活動が維持できない、と記載してあるが、「維持できにくい」とか維持できるような方法を検討するような意見もあったように思う。

委 員：クラス替えができないなどの西地区での課題と、小規模な東地区での課題などを併記することはできないか。

委 員：地区それぞれの事情を考慮した少人数の状況や、特性を踏まえながらに適切に対応するというような表現でまとめたい。

委 員：課題は、課題として挙げておいて、2つ目の「課題への対応」で記載すればよいと思う。

議 長：課題の2つ目は、幼稚園と小学校との接続が記載してあるが、後に幼児保育・教育と小学校教育との連携と、記載があるので、表現を統一してもらえればと思う。
次に「課題への対応」や「地域連携等について」について、意見を求める。

委 員：「カリキュラム等について」の項目にある、転校生への対応として全国統一的な教育の意味とは何か。

事務局：小中一貫校の学年の切り方について議論をした時に、例えば本町が5・4制とした場合に、6・3制の他市町村からの転校生にも、対応できる教育内容にはしておく必要があると意見があったように思う。

議 長：課題のところで6・3制に十分に対応できていないと記載があるが、まだ、どの様な切り方がよいのか議論はできていない。今後の対応としては、その点も踏まえて検討する必要があるという意見はあったと思う。

教育長：6・3制に十分に対応できていないのは全国的なことである。2つの議論があると思う。1つは、小6と中1のギャップがあり、9年間のカリキュラムを連続して行う方がよいのではという議論。もう1つは、体の成長が少し早まっているので、5・6年生は中学生とクラブ活動をする方がよいのではという議論。本町はその点を踏まえて、どう対応するのかが課題である。その点は、適度な段差を設けるという記載で読み取れないかと思う。「カリキュラム等について」の項目の2つ目に連続したカリキュラムの編成という記載があるので、5・4制であっても、連続したカリキュラムがあれば、転校生への対応の項目はなくてもよいかもしれません。

議 長：この意見集約をどの様に使うのか。

教育長：来年度、小中一貫教育等充実検討事業として予算要求している。これには、保幼の問題、地域の問題や文化の問題を含んでいる。保幼から小中までをどのように構成し、時代に合ったものにしていくのかを検討する事業を立ち上げる方向である。学識経験者から意見を聞いたり、部会を設けたり、先進地に行くこともあると思う。その検討をする組織に教育委員会として諮問する案を検討していると認識している。教育委員会の考えは一定示すと思うが、これは、町としての決定事項ではなく、教育委員会としての考え方、アイデアである。資金面などは、町長部局と協議しながら決定していくものと考えている。

議 長：カリキュラムに関しては、小小連携の話もあったと思う。小学校は中学校へつながる取り組みの他に、小学校同士がつながる取り組みも必要であることを付け加えればと思う。

委 員：小小連携の今の状況と今後の取組について説明を求める。

事務局：小小連携の担当者会では、各小学校毎の地域意識だけでは、小さな豊能町では子どもの成長によくないという考がある。吉川小学校で教えている吉川学は、吉川小学校だけのものではない。西地区は昔吉川村だったので、西地区の3小学校は吉川学は地元の話であるという意

識に変わらないと、小中一貫教育での西地区の小小連携に至らないとのことであった。総合学習の時間の中で、東地区、西地区それぞれの文化があるが、地域連携、小小連携としてつなげていかないといけない。担当者会から、来年度、小小の先生が集まれる学年部会を設け、何ができるかを検討していきたいという要望がある。

教育長：今の話で、吉川学を西地区の3校で行うとカリキュラムに影響する。将来学校がどのような形になるかは別にして、1つの地区の個性的な取組を、少し広げて町としての教育につなげていくことも、今後的小中一貫の教育内容に加えてもよいのではないかと思う。

議長：地域連携や学校連携のところをもう少し加えてはと思う。小学校間のカリキュラム連携のことについても、総合的な学習に集約する必要もないと思う。各部会を設けていけば、算数や国語での連携もでてくるかも知れない。どこも学力向上の取組をしていると思うので、交流をしていく中で、良いカリキュラムがあると思う。それが中学校につながるのでは思う。教員の力量を高めるという話もあったので、最初の児童生徒の減少による課題に教員の問題も加えてはどうか。単数より複数で行うことで、より力量を高めるとか、意欲を高めることにつながるのではないか。

教育長：地域連携の中に、教諭の指導力や授業力を考慮した小学校間の授業連携、教員間の連携についての考えはあるのか。

事務局：来年度の小小連携の取組で、3つの観点を提案している。1つ目は、授業研究を同じ学年で行う。例えば、町内に小学校4校あるので、同じ教科、或いは得意な教科を見せ合うなど。2つ目は総合的な学習の時間での取組。各学校の特色があり、学習範囲が小学校区であったり、全国的な環境問題であったするが、中学校区を意識して、総合的な学習の時間のカリキュラムについて交流を行う。3つ目は児童の交流。子どもの交流の場をどのように設定すれば、教育活動の活性化ができるか。それらの3つの視点で各学年でどのような取組ができるか検討をしてもらうことを考えている。

委員：課題の対応の「カリキュラム等について」の中で、小学校から中学校へのつながりについて書いているが、課題の所にもカリキュラムのことを入れておくほうがよいのではないか。課題に対する答えがわかるように並びかえてはどうか。また、課題にあがっていない対応もあれば、整理したらよいと思う。

議長：課題をもう少し整理してもらえらばと思う。「今後の進め方について」について、意見を求める。

議長：今後のスケジュールだが、2月の定例会までに、各委員でこの意見集約案を持ち帰り、付け加える意見等をまとめ、2月の定例会に示す。それをもとに3月の定例会で意見集約案をまとめ、4月に案をとるような進め方でよいか。

(異議なし)

議長：本日の協議は、これで終了する。

4. 報告事項

報告事項1：平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の概要説明について

報告事項2：子ども・子育て支援制度に係る利用者負担額について

報告事項3：生涯学習関係事業について

議長：以上で、本日の案件は全て終了した。教育委員会会議を閉会する。

○2月度の教育委員会会議について

*2月27日（金）午前9時30分開催予定

○3月度の教育委員会会議について

*3月19日（金）午前9時30分開催予定

閉会 午前11時34分

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成27年2月27日 署名

豊能町教育委員会
委員長

岸本恵子

会議録署名人

太田佳子